

「特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令案」の概要

平成 29 年 11 月
経済産業省製造産業局
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、特定国際種事業者の届出に係る事項についての公表等のほか、特別国際種事業者の登録制の創設等の措置を講じている。

これを踏まえ、これらの細目に関する事項その他所要の規定を整備するため、特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成 7 年総理府・通産省令第 2 号。以下「国際種省令」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）特定国際種事業に関する事項

①環境大臣及び経済産業大臣による特定国際種事業者の届出に係る公表事項等

新法第 33 条の 5 において準用する新法第 30 条第 3 項に規定する環境大臣及び経済産業大臣による特定国際種事業者の届出に係る事項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、新法に規定する事項に加えて、

- ・法人にあつては、その代表者の氏名
- ・特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別
- ・特定国際種事業の届出年月日

について行うこととする。

②特定国際種事業の変更又は廃止に係る届出事項への届出番号の追加

新法第 33 条の 5 において準用する新法第 30 条第 4 項の規定による変更又は廃止の届出事項として、届出番号を追加する。

③陳列又は広告時の特定国際種事業者による届出に係る表示事項等

新法第 33 条の 5 において準用する新法第 31 条第 3 項に規定する陳列又は広告時の特定国際種事業者による届出に係る事項の表示は、公衆の見やすいように表示する方法により、新法に規定する事項に加えて、

- ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別について行うこととする。

(2) 特別国際種事業に関する事項

①特別国際種事業者の登録の申請に係る申請事項等

新法第 33 条の 6 に規定する特別国際種事業者の登録の申請にあたっては、新法に規定する事項に加えて、登録の申請の際現に占有している特別特定器官等の重量（製品又は製品として製造する過程のものにあつては、数量。以下同じ。）及び主な特徴を申請書に記載することとするほか、占有する全ての原材料器官等（ぞう科の全形牙に限る。以下①において同じ。）について登録等を受けていることを証する書類として、当該原材料器官等ごとにこれに係る登録票とともに撮影した写真及び当該登録票の写しを添付しなければならないこととする。加えて、環境大臣及び経済産業大臣は、申請者が新法第 33 条の 6 第 6 項各号に規定する欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面のほか、必要と認める書類の提出を求めることができることとする。

②特別国際種事業者の変更届出又は廃止届出に係る届出事項

新法第 33 条の 7 又は新法第 33 条の 9 の規定による特別国際種事業者の変更届出又は廃止届出に係る届出事項を以下のとおり定める。

- ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- ・特別国際種事業者の登録の年月日
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別
- ・登録番号
- ・変更又は廃止の年月日
- ・（変更の場合）変更した事項、変更の理由
- ・（廃止の場合）廃止したときに現に有する特別特定器官等の重量及び主な特徴並びにその処置の方法

③環境大臣及び経済産業大臣による特別国際種事業者登録簿の公表

新法第 33 条の 8 の規定による環境大臣及び経済産業大臣による特別国際種事業者登録簿の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、新法に規定する事項に加えて、

- ・特別国際種事業者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
- ・特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別
- ・特別国際種事業者の登録の年月日及び登録の有効期間の満了の日

について行うこととする。

④特別国際種事業者の登録の更新の申請事項等

新法第 33 条の 10 に規定する特別国際種事業者の更新を受けようとする場合は、その登録の有効期間が満了する日以前 1 年 6 月以内に更新の申請をすることとする。なお、登録の更新の申請にあたっては、新法第 33 条の 10 第 2 項において準用する新法第 33 条の 6 第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項及び (2) ①に掲げる事項のほか、特別国際種事業者の登録の年月日及び登録番号を申請書に記載することとするとともに、(2) ①を準用することとする。

⑤特別国際種事業者による書類の記載及び保存事項等

新法第 33 条の 11 第 1 項及び第 2 項に規定する特別国際種事業者の書類の記載及び保存義務及び電磁的方法による保存の方法については、新法に規定する事項のほか、現行の国際種省令第 2 条及び第 2 条の 2 に規定されている特定国際種事業者による聴取及び書類の保存義務並びに電磁的方法による保存に係る規定と同様の内容を規定する。なお、特別国際種事業者の書類の記載及び保存については、その特別国際種事業を行うための施設ごとに行わなければならないこととする。

⑥陳列又は広告時の特別国際種事業者の登録に係る事項の表示

新法第 33 条の 11 第 3 項に規定する陳列又は広告時の特別国際種事業者による登録に係る事項の表示は、公衆の見やすいように表示する方法により、新法に規定する事項に加えて、

- ・特別国際種事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別
- ・特別国際種事業者の登録の有効期間の満了の日

について行うこととする。

⑦特別国際種事業者に対する立入検査に係る身分証明書の様式

新法第 33 条の 14 第 3 項に規定する特別国際種事業者に対する立入検査に係る身分証明書の様式を定める。

(3) 事業登録機関の登録等

①事業登録機関の登録の申請に係る申請事項

新法第 33 条の 15 の規定による事業登録機関の登録の申請書に記載する事項は、認定機関の登録の申請について規定する現行の国際種省令第 12 条と同様の内容とする。

② 事業登録関係事務の実施の方法等

(i) 事業登録関係事務の実施の方法

新法第 33 条の 16 第 2 項に規定する事業登録関係事務の実施の方法は以下のとおりとする。

- ・ 特別国際種事業者の登録（更新を含む。）の申請に係る特定器官等が特別特定器官等であることを確認すること
- ・ 申請者が新法第 33 条の 6 第 6 項各号に規定する特別国際種事業者の登録（更新を含む。）に係る欠格要件に該当しない者であることを確認すること
- ・ 申請者が現に占有している全ての原材料器官等（ぞう科の全形牙に限る。）が登録を受けたものであることを個体等登録機関に確認すること

(ii) 事業登録機関の登録に係る軽微な変更事項

新法第 33 条の 16 第 3 項ただし書に規定する事業登録機関の登録に係る軽微な事項に係る変更（事前の届出は不要で、事後の届出が必要）として、機関登録を受けた者の住所（法人にあつては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更を規定する。

(iii) 事業登録関係事務の実施に関する規程に定める事項等

新法第 33 条の 16 第 5 項、第 7 項第 3 号及び第 4 号並びに第 9 項、第 33 条の 21 並びに第 33 条の 22 において準用する新法第 24 条第 10 項に規定する事業登録関係事務の実施に関する規程に定める事項、規定の認可及び変更認可、表示に係る電磁的方法、事業登録関係事務の休廃止の許可の申請、事業登録関係事務の引継ぎ等、特別国際種事業者の登録に関する手数料の納付に係る規定については、認定機関に係るものを規定する現行の国際種省令第 13 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条の 2、第 15 条から第 17 条までと同様の内容とする。

(iv) 事業登録機関の帳簿の記載事項

新法第 33 条の 16 第 8 項に規定する事業登録機関の帳簿の記載事項については、以下のとおりとする。

- ・ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- ・ 特別国際種事業者の登録（更新を含む。以下（iv）において同じ。）の申請を受けた年月日
- ・ 特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別
- ・ 登録の申請の際現に占有している特別国際種事業の対象とする特別特

定器官等の重量及び主な特徴

- ・申請書に添付した登録票の写しに係る番号
 - ・登録又は登録の拒否の別
 - ・特別国際種事業者の登録の拒否をした場合には、その理由
 - ・特別国際種事業者の登録をした場合には、登録の年月日及び登録番号
- (v) 事業登録機関に対する立入検査に係る身分証明書の様式

新法第 33 条の 22 において準用する新法第 27 条第 2 項に規定する事業登録機関に対する立入検査に係る身分証明書の様式を定める。

(4) 管理票の作成要件等

①管理票の作成が義務付けられる場合

新法第 33 条の 23 第 1 項第 3 号に規定する管理票の作成が義務づけられる場合として、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の規定に基づき自ら適法に輸入した原材料器官等の分割により新たに特別特定器官等（法第 33 条の 23 第 1 項に規定するものに限る。以下①において同じ。）を得た場合又は同法の規定に基づき自ら適法に特別特定器官等を輸入した場合若しくはその特別特定器官等の分割により新たに特別特定器官等を得た場合を規定する。

②管理票の写しの保存の期間

新法第 33 条の 23 第 5 項に規定する管理票の写しの保存の期間は、特定器官等の譲渡し又は引渡しをした日から 5 年間とする。

(5) 認定機関の登録に係る軽微な変更事項

新法第 33 条の 27 第 3 項ただし書に規定する認定機関の登録に係る軽微な事項に係る変更（事前の届出は不要で、事後の届出が必要）として、機関登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更を規定する。

(6) その他改正法によって改正される字句を引用する規定の改正等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日を予定）